

全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康局
総務課
原子爆弾被爆者援護対策室
指導調査室

目 次

【原子爆弾被爆者援護対策室】

1. 原爆被爆者援護施策について

- (1) 令和3年度原爆被爆者援護施策予算（案）の概要について……………1-1
- (2) 被爆者健康診断の適切な実施について……………1-1
- (3) 被爆体験伝承事業について……………1-1
- (4) 介護保険等利用被爆者助成事業における対象サービスの拡大について…1-2
- (5) 被爆二世健康診断について……………1-2
- (6) 在外被爆者への支援について……………1-3
- (7) 介護手当について……………1-3
- (8) 諸手当の収入認定について……………1-3

2. 原爆症認定について

- (1) 原爆症認定審査に係る手続きの迅速化について……………2-1
- (2) 原爆症認定申請書の記載等における留意事項について……………2-1
- (3) 医療特別手当の支給継続に当たっての要医療性の確認について……………2-1

3. 各種手当額の改定について……………3-1

4. 被爆者健康手帳の審査について……………4-1

【指導調査室】

- 5. 公衆衛生関係行政事務指導監査について……………5-1

- 6. 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金
 - (1) 令和3年度予算(案)について……………6-1

 - (2) 令和3年度整備計画について……………6-2

- 7. 毒ガス障害対策について……………7-1

【原子爆弾被爆者援護対策室】

1. 原爆被爆者援護施策について

(1) 令和3年度原爆被爆者援護施策予算(案)の概要について【資料1】

令和3年度原爆被爆者援護施策予算(案)については、被爆者数が年間約9千人減少していることを反映し、対前年度比36億円減額の1,183億円を確保した。

令和3年度に拡充を行う主な事業としては、

- ・高齢化する被爆者の方々が安心して介護を受けることができるよう、介護保険サービスの利用者負担について助成対象となるサービスの拡大を図ること
- ・第一種健康診断特例区域の拡大も視野に入れた再検討を行うため、可能な限りの検証を行うこと

を予定している。

広島・長崎県市はもとより、全国の都道府県におかれても、被爆者数が減少している中ではあるが、引き続き、必要な予算額の確保と施策の周知、適正な執行につき、御協力をお願いしたい。

(2) 被爆者健康診断の適切な実施について【参考-1～参考-9】

被爆者健康診断の実施にあたっては、契約医療機関での実施、地域の公民館等に検診車を派遣しての実施など、地域の実情に即した柔軟な対応をおこなっていただいているものと承知しているところ、独居や介護保険サービスを利用される被爆者におかれては、一人で医療機関等に赴くことができない状況があることを鑑み、例えば在宅や入所する施設での健診受診の機会を設けるなど、全ての被爆者が健康診断を受診しやすい環境づくりにより一層取り組まれたい。

また、コロナ禍における健康診断の実施にあっては、昨年6月に発出した事務連絡も参照されたい。

(3) 被爆体験伝承事業について【資料2、3】

戦後70年以上が経過し、被爆者の高齢化が進み、被爆者本人が体験を語る機会が減少していく中で、被爆体験を次世代へ継承することが課題となっている。そのため、国立原爆死没者追悼平和祈念館において、広島市・長崎市が養成している被爆体験の伝承者等を、国内外の小中学校等に派遣する事業を平成30年度から開始し、

令和2年度からは、被爆者ご本人も派遣の対象としたところである。被爆体験伝承者等派遣事業の実施に係る案内については、下記ホームページに掲載しているので、周知につきご協力をお願いしたい。

また、都道府県市におかれては、原爆被爆者援護施策の一環として、例えば、原爆死没者を悼む企画展・絵画展等の各種イベントに被爆者等を招致し、

証言活動を通じて被爆の実相に対する理解を深める取組を行う場合に、原爆死没者慰霊等事業費補助金を活用することが可能である。別添資料の取組の例にあるとおり、主催者が被爆者等を招致する際の費用についても補助対象となるので、これらも参考に、関係部局、市町村、その他教育機関や市民団体などとも連携をいただき、積極的に証言活動の支援に活用していただきたい。

【参考】本事業の実施に係る案内については、下記ホームページに掲載しています。

○被爆体験伝承者等派遣事業について（チラシ）

https://www.hiro-tsuitokenkan.go.jp/upload/files/denshousha_2_chirashi.pdf

○国立広島原爆死没者追悼平和祈念館 <http://www.hiro-tsuitokenkan.go.jp/>

○国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館 <http://www.peace-nagasaki.go.jp/>

（４）介護保険等利用被爆者助成事業における対象サービスの拡大について

居宅で介護を担う方々の高齢化に伴う負担の増加や、被爆者本人の認知症リスクの上昇が懸念されているところ、令和３年度からは被爆者ご本人及びそのご家族の更なる負担軽減や福祉の向上に資するため、「認知症対応型共同生活介護」（グループホーム）を利用者負担についての助成の対象に追加することとしたので、被爆者の方々や関係者に対し周知いただきたい。

（５）被爆二世健康診断について【参考 10～参考-31】

被爆二世健康診断については、令和元年７月に事務連絡を发出させていたところだが、実施に当たっては、都道府県・市町村のホームページや広報誌への掲載、被爆者健診にあわせた周知や関係団体を通じた周知など健診実施についての十分な周知を行うことや、早期に健診の申込や受診を行えるよう事務手続きを進めることにより申込及び受診可能な期間を長期間確保するなど、健診の受診を希望する方が一人でも多く受診できる環境づくりに取り組んでいただきたい。

委託費の執行について、被爆二世健康診断の受診希望者が見込みより多く、年度途中で委託費が不足する場合は増額も検討するので、御相談願いたい。定員枠については設けることのないよう、また、定員がある旨の周知も行わないよう御配慮願いたい。

また、平成 28 年度からは検査項目に多発性骨髄腫検査を追加しており、実施に当たっては、当該検査項目は希望者のみを対象とした検査であることの周知や、全ての健診実施医療機関で実施していない場合は予め受診可能な医療機関を周知するなどの御対応を引き続きお願いしたい。

さらに、昨年 12 月に事務連絡を发出させていただいたとおり、被爆二世の結果等を記録し、自身の健康管理に役立てることを目的とした「被爆二世健康記録簿」のひな形について周知したところである。都道府県市においては、導入を検討いただくとともに、導入する場合において、印刷に要する経費については、健康診断実施のための事務に必要な経費として計上することが可

能である。

(6) 在外被爆者への支援について

在外被爆者への医療費支給については、平成 28 年 1 月から、韓国に在住する被爆者は長崎県で、韓国以外の国に在住する被爆者は広島県で、医療費の支給申請を受け付けているので、在外被爆者から問い合わせがあった場合は、申請窓口の紹介をお願いしたい。

また、在外被爆者からの原爆症認定申請については、在外公館で受け付けた後、都道府県市を通じて国に進達していただいているので、引き続きの御協力をお願いしたい。なお、審査結果については、都道府県市を通じて直接申請者へ送付することとしているので御留意願いたい。

(7) 介護手当について【参考-32～参考-34】

介護手当は、精神上又は身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）により介護を要する状態にある場合に支給することとされているが、「原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるもの」としては、交通事故等による障害等原子爆弾の傷害作業以外の原因を具体的に特定できるものを想定しているところ、影響を否定できない場合については、介護を要する状態にあることを確認した上で、介護手当を支給することとなる。

近年、被爆者の高齢化に伴い、認知機能や全身機能の低下により介護を要する状態になることが考えられるが、当該被爆者の障害や病状により、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの（重度の障害があつて、費用を支出しないで介護を受けている被爆者にあつては、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）である場合には、介護手当の支給対象となり得ることから、都道府県、広島市、長崎市におかれては、診断書（介護手当用）の内容に疑義がある場合には、事前に申請者や医師等に疑義の内容を確認すること等により、介護手当支給申請書の実態に沿った審査を行い、単に症状を記しただけ（例：老衰、一下肢切断等）であることをもって不備として却下することの無いよう、引き続き適切に審査を行うとともに、昨年 11 月に発出した事務連絡の別添である医師等が診断書（介護手当用）を作成する上での留意事項をまとめたリーフレットなどを用いて、被爆者一般指定医療機関の医師等に対して改めて周知をお願いする。

(8) 諸手当の収入認定について【資料 35～参考-38】

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく諸手当の生活保護法及び老人福祉法における収入認定の取扱いについては、それぞれ「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する各種給付に係る収入の認定等について」（昭和 43 年 10 月 1 日付け社保第 232 号厚生省社会局保護課長通知）及び「老人

保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日付け老発第0124004号厚生労働省老健局長通知)によって定められているので、原爆被爆者対策主管部(局)において了知いただくとともに、民政主管部(局)や老人福祉主管部(局)を通じて管内実施機関への周知を徹底されたい。

2. 原爆症認定について

(1) 原爆症認定審査に係る手続きの迅速化について【資料4】

原爆症の認定については、迅速な認定審査に取り組んでおり、これまでに約9割の申請について、申請から結果通知までの期間が6カ月以内となる審査を達成している。都道府県市におかれても、国への迅速な申請書類の進達、審査に必要な情報が不足している場合の照会対応、申請者への審査結果の速やかな送付等の御協力をいただいている。一部の自治体で、進達が遅れている事案が見られるが、原爆症認定の迅速な審査は、被爆者からの要望も強く、重要な業務であるので、引き続き、御協力をお願いしたい。

(2) 原爆症認定申請書の記載等における留意事項について【資料5】

①被爆時の状況の記載

原爆症認定申請書には、被爆時の状況を記載することになっているが、被爆者におかれては、直接被爆の他にも入市による被爆があるなど、被爆者健康手帳に記載のある被爆事実の他にも被爆されている場合があるので、都道府県市におかれては、申請者が、そのような被爆事実も記載できるよう、例えば、原爆症認定申請書の記載例等に留意点として記載をしたり、窓口等で相談を受ける際に説明するなど、特段の御配慮をお願いする。

②積極的認定対象疾病以外の疾病での申請

原爆症認定審査において、悪性腫瘍等の7疾病については、積極的に認定する範囲を定め、一定の被爆状況を満たした場合には原則として放射線起因性を認定し、これら以外の疾病（以下、「その他の疾病」）については、被曝線量、既往症、環境因子、生活歴等を総合的に勘案して審査を行っている。

これまでも、その他の疾病で認定された例もあるので、都道府県市におかれては、被爆者から原爆症認定申請にかかる御相談等があれば、積極的認定対象疾病に当たらないことをもって申請を諦めることがないよう、適切に御案内をしていただくようお願いする。その際、原爆症認定状況については、厚生労働省のホームページ※に掲載があるので、参考にされたい。

また、その他の疾病について申請の際は、「原爆症認定申請に係る審査の迅速化について（依頼）」（平成27年9月29日付事務連絡）及び「原爆症認定申請の添付書類の確認のための一覧表」の改訂について（依頼）」（平成27年9月29日付事務連絡）により、審査に必要な医学的な書類の提出をお願いしたい。

※原爆症認定状況 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000050247.html>

(3) 医療特別手当の支給継続に当たっての要医療性の確認について

医療特別手当の支給継続に当たっては、認定疾病の要医療性を確認するため、健康状況届を原爆症認定申請から3年毎（放射線白内障等は、初回は原

爆症認定申請から1年後)に手当受給者から提出いただいている。

令和3年度(5月末まで)の健康状況届出対象者に対しては、健康状況届の提出時期の通知につき遺漏なきようお願いしたい。

また、要医療性の確認に当たっては、診断書の記載内容(認定疾病の治療状況や、認定疾病以外の疾病で原爆症の対象となる疾病の有無等)の確認など、審査を適切に行っていただくようお願いしたい。

また、被爆者が高齢となっており、健康状況届の未提出も含め、本人のみによる制度の有効活用が難しいケースが今後増加していくことが予想されるため、高齢化に対する周囲のフォローが求められると考える。その対応策の一事例として、一部の自治体においては、介護支援専門員が被爆者を担当した場合に、必要に応じて適切に被爆者をフォローできるよう、地域の介護支援専門員に対して被爆者援護施策を勉強する機会を設けている。このような高齢者福祉施策と被爆者援護施策とが連携できるような取り組みについて御検討願いたい。

3. 各種手当額の改定について【資料6】

令和3年4月からの医療特別手当などの支給額については、令和2年平均の全国消費者物価指数の前年比等にあわせて改定する予定である。

具体的な改定予定額については、未定の葬祭料を除き令和2年度と同額であり、詳細は1月にお知らせしたとおりである。関係者に対する周知等につき、よろしくお取り計らい願いたい。

4. 被爆者健康手帳の審査について

被爆者健康手帳の審査期間については、申請者の高齢化に伴い、できるだけ早期の審査が望ましいことから、やむを得ない事情がある場合を除き、審査期間を概ね半年以内とし、審査の迅速化に向け御尽力をお願いしたい。

なお、審査に際しては、申請者の原爆投下当時の所在や行動について、事実関係を可能な限り、客観的かつ正確に確認する必要があるが、この確認に当たり、必ずしも証人を必要としているわけではなく、例えば、①申請者御本人から当時の状況を記載した申述書や誓約書を提出していただいたり、②行政において、家族が手帳を取得した際の資料や同じ場所で被爆した人の資料を調査することなどで、十分な事実確認ができれば、手帳交付を認めるといった柔軟な取扱いをしている。なお、申請者御本人又は家族等の関係者が軍人・軍属であった場合には、軍歴証明を取得することで、事実確認が可能になる場合があるので、適宜活用されたい。

今後も、こうした取扱いを徹底し、適切な審査をお願いしたい。

【参考】軍歴証明事務の流れについては、下記ホームページに掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido04/index.html>

5. 公衆衛生関係行政事務指導監査について（資料7）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核に関する事務に限る。）、難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法（小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務に限る。）に関する行政事務指導監査については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、今年度と同様、実地での指導監査を行わないこととするが、実施指導監査に代わり、別記の自治体において自主点検を実施していただく予定であるため、対象都道府県等にあっては、特段の協力をお願いする。

なお、具体的なスケジュール等、詳細については別途通知する。

(別記)

令和3年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施自治体

実施期間	自治体名	備考
各自治体に実施期間を定めて別途通知する。	(都道府県) [21 → 14]	(注)
	北海道 岩手県 茨城県 埼玉県	1 指定都市については、感染症法(結核)、難病法、児童福祉法(小児慢性特定疾病)、精神保健福祉法について実施する。
	神奈川県 福井県 山梨県 愛知県	
	三重県 京都府 大阪府 兵庫県	
	奈良県 島根県 山口県 福岡県	
	佐賀県 長崎県 熊本県 鹿児島県	
	沖縄県	2 中核市については、感染症法、児童福祉法について実施する。
	(指定都市) [5 → 2]	
	仙台市 横浜市 川崎市 新潟市	
	京都市	3 保健所設置市・特別区については、感染症法のみ実施する。
	(中核市) [22 → 12]	
	旭川市 青森市 盛岡市 山形市	
	いわき市 前橋市 川越市 横須賀市	4 令和2年度の対象自治体であっても、当該年度における指導監査の結果によっては、令和3年度において追加して実施する場合があります。
	福井市 甲府市 岐阜市 岡崎市	
	豊田市 高槻市 寝屋川市 姫路市	
	尼崎市 呉市 久留米市 佐世保市	
	宮崎市 那覇市	
	(保健所設置市) [1 → 1]	
	小樽市	
	(特別区) [7 → 0]	
	港区 墨田区 江東区 品川区	
	目黒区 大田区 世田谷区	
		[合計 56 → 29]

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、令和3年度における指導監査については、実地での指導監査は行わないこととし、県等からの提出資料を基に書面での点検を実施するとともに、県等においても自主点検を行うこととする予定。

※ 斜線部分は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、書面での点検も中止とするもの。

6. 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について

(1) 令和3年度予算(案)について(資料8、9)

○ 一般会計

(項) 保健衛生施設整備費

(目) 保健衛生施設等施設整備費補助金

2,723百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|---------------|---------------------|---------------|
| ・原爆医療施設 | ・原爆被爆者保健福祉施設 | ・放射線影響研究所施設 |
| ・農村検診センター | ・小児がん拠点病院 | ・エイズ治療拠点病院 |
| ・HIV検査・相談室 | ・難病相談支援センター | ・感染症指定医療機関 |
| ・感染症外来協力医療機関 | ・結核患者収容モデル病室 | ・結核研究所 |
| ・多剤耐性結核専門医療機関 | ・新型コロナウイルス等患者入院医療機関 | ・医薬分業推進支援センター |
| ・食肉衛生検査所 | ・精神科病院 | ・精神保健福祉センター |
| ・精神科デイ・ケア施設 | ・精神科救急医療センター | |

(項) 地域保健対策費

(目) 保健衛生施設等設備整備費補助金

3,485百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|---------------------|---------------|--------------|
| ・原爆医療施設 | ・原爆被爆者保健福祉施設 | ・原爆被爆者健康管理施設 |
| ・地方中核がん診療施設 | ・マンモグラフィ検診機関 | ・エイズ治療拠点病院 |
| ・HIV検査・相談室 | ・難病医療拠点・協力病院 | ・眼球あっせん機関 |
| ・さい帯血バンク | ・組織バンク | ・末梢血幹細胞採取施設 |
| ・感染症指定医療機関 | ・感染症外来協力医療機関 | ・結核研究所 |
| ・新型コロナウイルス等患者入院医療機関 | ・医薬分業推進支援センター | ・食肉衛生検査所 |
| ・と畜場 | ・市場衛生検査所 | ・精神科病院 |
| ・精神保健福祉センター | ・精神科デイ・ケア施設 | ・精神科救急車 |
| ・精神科救急情報センター | ・保健所 | ・地方衛生研究所 |

○ 東日本大震災復興特別会計(復興庁一括計上)

(項) 社会保障等復興事業費

(目) 保健衛生施設等災害復旧費補助金

890百万円

(項) 社会保障等復興政策費

(目) 保健衛生施設等設備災害復旧費補助金

2百万円

(2) 令和3年度整備計画について

保健衛生施設等施設整備費補助金の令和3年度整備計画内容の説明聴取については、既に各地方厚生（支）局において実施したが、例年、建設用地の確保、地域住民との調整等により内示（実施計画承認）後に申請取下げ又は計画の変更といったケースが見受けられるので、各都道府県等におかれては、事業者の整備計画の進捗状況を十分把握するとともに、事業の延期・中止等の事態を生じさせることがないよう、事業者等に対しても適切な指導をお願いする。

7. 毒ガス障害者対策について（資料10）

毒ガスによる健康被害を受けた方々に対する各種事業については、広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施しており、これらの県におかれては、今後とも協力をお願いしたい。

また、令和3年度の手当の支給額については、令和2年度と同額であり、詳細は1月にお知らせしたとおりである。関係者に対する周知等につき、よろしくお取り計らい願いたい。

（参 考）

令和3年度手当額（月額）

特別手当	104,860円
医療手当	
入院8日・通院3日以上	37,420円
入院8日・通院3日未満	34,970円
健康管理手当	34,970円
保健手当	17,540円
介護手当 重度	105,560円
中度	70,360円
家族介護手当	22,320円